

岐阜県スポーツ少年団顕彰 要綱（案）

（趣 旨）

第1条 県及び市町村において、スポーツ少年団の育成に貢献したものを表彰する。

（顕彰の形式）

第2条 顕彰は、岐阜県スポーツ少年団本部長名をもって行い、表彰状及び記念章とする。

（表彰の基準）

第3条 この顕彰は、次の各号に該当するものについて行う。

- (1) 15年以上にわたりスポーツ少年団の発展に貢献し、特に顕著な功績のある登録単位スポーツ少年団を表彰する。
- (2) 10年以上にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のある登録指導者を表彰する。
- (3) その他、顕著な功績があるとして、岐阜県スポーツ少年団本部長が特に認めた者を表彰する。

（候補者の推薦）

第4条 市町村スポーツ少年団は、候補者の推薦を別の定める様式により、所定の期日までに岐阜県スポーツ少年団本部長宛行う。

ただし、第3条(3)項については、岐阜県スポーツ少年常任委員会の推挙による。

（被表彰者の決定）

第5条 被表彰者の決定は、岐阜県スポーツ少年団常任委員会において行う。

（要綱の変更）

第6条 本要綱の決定は、岐阜県スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

（附 則）

第7条 第3条以外で功績のあったものは、岐阜県スポーツ少年団本部長が推挙し、常任委員会の議決を経て感謝状等を贈呈することができる。

第8条 一度表彰されたものは、推薦並びに審査の対象とならない。

第9条 第3条の2項で該当する登録指導者は、登録してから10年以上を経過した者で、かつ認定員の資格を有する者とする。